

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所配偶者同行休業に関する規程

制定 令和4年3月31日 令03規程第44号

最終改正 令和6年1月1日 令05規程第29号 一部改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第31条の2の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の職員の配偶者同行休業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程にいう「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

2 この規程において「配偶者同行休業」とは、職員が、次の各号に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。

一 外国での勤務

二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

三 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前二号に掲げるものに該当するものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として理事長が認めるもの

(配偶者同行休業の承認)

**第3条** 理事長は、職員（職員就業規則第5条第2項に規定する試用期間中の者を除く。）が配偶者同行休業を申請した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、3年を超えない範囲内の期間に限り、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

2 前項の申請は、DEI 人事部長が別に定める配偶者同行休業申請書により、配偶者同行休業を始めるようとする日の1月前までに行うものとする。

3 理事長は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

**第4条** 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が3年を超えない範囲内において、理事長に配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 配偶者同行休業の期間の延長は、理事長が認める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

**第5条** 前条第2項で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第2条第2項第一号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他理事長がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の効果)

**第6条** 配偶者同行休業をしている職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 配偶者同行休業に係る給与の取扱いは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員給与規程（17規程第6号）で定める。

(配偶者同行休業の承認の失効等)

**第7条** 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が、次の各号に該当する場合には、その効力を失う。

- 一 人事規程第23条第1項の規定による休職となった場合
- 二 職員就業規則第55条第1項第四号の規定による出勤停止となった場合
- 三 当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡した場合
- 四 当該職員の配偶者でなくなった場合

2 理事長は、配偶者同行休業をしている職員が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。

- 一 配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなったこと
- 二 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと
- 三 配偶者同行休業をしている職員が、職員就業規則第27条第1項第六号の規定による特別休暇を取得することとなったこと
- 四 配偶者同行休業をしている職員が、職員就業規則第33条第2項の規定による就業制限を受けることとなったこと
- 五 配偶者同行休業をしている職員が、国立研究開発法人産業技術総合研究所育児休業、介護休業等に関する規程（20規程第12号）第4条の規定による育児休業をすることとなったこと

3 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 第1項第三号又は第四号に該当することとなった場合
- 二 前項第一号から第四号までに掲げる事由に該当することとなった場合

4 第3条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

**第8条** 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が前条第1項第一号又は第二号に規定する事由以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき

(前条第2項第五号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令05規程第29号・一部改正）

この規程は、令和6年1月1日から施行する。